

令和7年度 第2回豊橋市まちづくり景観審議会議事録

1. 日 時 令和8年1月26日(月)午後3時～4時

2. 場 所 豊橋市役所 西館7階 第1委員会室

3. 案 件

諮問事項 屋外広告物の禁止地域等の指定等について

4. 出席委員 13名

浅野 純一郎 会長	朝野 正美 委員	尾崎 義孝 委員	加藤 克俊 委員
加藤 智久 委員	亀井 暁子 委員	かんだ あさ 委員	北河 幹生 委員
近藤 暁夫 委員	佐藤 弘隆 委員	長谷川 泰洋 委員	牧野 恭子 委員
松岡 孝子 委員			

5. 欠席委員 2名

江坂 雅世 委員 大澤 憲朗 委員

6. 事務局 6名

金子都市計画部長

(都市計画課) 佐藤課長 長坂専門員 高木専門員 小原技師 中根主事

7. 審議会の結果

諮問事項の屋外広告物の禁止地域等の指定等について、市の案のとおり指定することが妥当であると答申することとなった。

8. 議事の概要

■ 諮問事項

市

<屋外広告物の禁止地域等の指定等について、資料により説明>

○資料：屋外広告物の禁止地域等の指定等について

委員

新しく指定する禁止地域における現在の屋外広告物の設置状況と禁止地域指定により影響を受けるものがあるのかについて教えていただきたい。

市

昨年の9月の現地調査の結果では、現在設置されている屋外広告物は、一般広告物が41件、自家用広告物が62件の103件であった。禁止地域に指定された後不適合となるものは、一般広告物で32件、自家用広告物で4件程度確認している。

委員

不適合になるとはいえ大切な財産であるので、適切な形で良好な景観誘導ができるようにお願いしたい。また、スマートICと豊橋下吉田線の交差点は、案内広告物などの設置の需要が多くなると考えられる。早い段階で適切な誘導をお願いしたい。

会長

既存不適合の屋外広告物にはどのタイミングで指導するのか。

市

既存不適合になる物件は、禁止地域指定前に申請を受け付けた後、一度の更新を含めて最大6年間は設置が認められる。その間に撤去を促していく。

委員

前回の審議会で、スマートIC付近に広域交流施設をつくるという説明があった。その場合、施設を誘導する案内看板が必要になってくる。出店者側からすると、矢印の表示のみでなく、店の宣伝をしたい思いがあると思う。

市

今回新たに禁止地域に指定することにより、一般広告は原則設置ができなくなる。ただし、事業所の場所が分かりにくいなどといった特別な事情がある場合は、必要最低限の情報を掲載した案内広告を出すことができる。今後、交差点に案内広告を設置されることが想定されることから、北部地域活性化推進室と連携し調整を図っていきたいと考えている。

会長

広域交流施設の宣伝のため、ビニールシートの垂れ幕を手すりに貼るなど、様々な形の屋外広告物が設置されることが想定される。

市

禁止地域に指定されると自家用広告物も許可地域よりも面積の制限が厳しくなる。敷地内で設置ができる自家用広告物の最大可視面積は 20 m²以下に制限され、過大な面積の広告物は設置できなくなる。

会長

広告物も恒久的なものの一時的なものがあると考えられるが、設置について地元住民や出店者と協議したうえで適切に判断していただけると良い。

委員

日本一の次郎柿の畑がある貴重な景観がある地域に、今回スマート I Cができることで、周辺の土地利用自体が変わってくる可能性がある。例えば、畑を駐車場に変えるなども考えられる。景観を守るために土地利用の規制や制限についてどのような配慮を考えているのかをお聞きしたい。

市

土地利用について、農地の中でも通称「黄地」と呼ばれる優良農地は、簡単に転用できない制限がある。通称「白地」と呼ばれる農地は、制限することは難しい。北部地域活性化推進室と連携しながら、適切な土地利用を図っていききたい。適切に管理されない土地が生まれることを地域住民も行政も一番危惧している。地域と行政と一緒に考えていきたい。

会長

土地利用構想には、無秩序な開発を抑制する考えがあり、それをふまえて今回の屋外広告物の禁止地域の指定をするものと認識している。開発許可の運用も一部変更し、路線沿いの流通施設の規制を若干強める話も聞いており、景観の質を高める方向で進めていると認識している。

委員

禁止地域でも限られた大きさや高さの中で、自家用広告物や案内広告物を設置したい方もいると思うが、のどかな地域に極彩色な広告物は景観に調和しないため、色彩に対する制限などを考えているかについて伺いたい。

市

豊橋市景観計画では、建築物や工作物に関する色彩の基準やガイドラインはあるが、屋外広告物は屋外広告物条例で制限をかけることになっている。現在は、原色を過度に使用しないという基準はあるが、具体的な色彩の基準はない。柿畑などの自然景観と調和する色彩の基準は必要であると考え、ガイドラインの作成の必要性なども含めて内部で検討を進めている。ご意見を参考にさせていただく。

会長

デザインガイドラインなどを作るかどうかの方向性について、今回の審議会の場において、是非、作っていただきたいということであれば、答申に意見を付与する。実際に、そのような看板はあるのか。

市

昨年の9月頃に行った現地調査では、詳細の確認までは至っていない。

会長

内部で検討中とのことであるため、答申に意見を付与しないということで良いか。

委員全員

異議なし。

会長

意見は付与しない。引き続き検討をお願いする。

委員

合計面積 20 m²以下、高さ 10m 以下などの許可基準があるが、高さ 10m の広告物を作ると樹高およそ 2m の柿の木は見えなくなり、景観に影響があると思うが、許可基準がどのように決められているか教えていただきたい。

市

愛知県の条例に従っている。

会長

様々な広告物の種類があり、合計面積が 20 m²以下と少し厳しい基準になっている。広告板や広告塔は高さ 10m 以下の基準になっているが、禁止地域内は、一般広告物は設置できないため、きれいな柿畑の中に広告物が設置されることはあまりないと考えている。

委員

スマート I C の中は、周辺の景観に溶け込むような色彩のガイドラインを作る予定はあるか。

市

建築物や工作物の景観配慮について、景観計画の中で、届出の対象行為や規模に応じて基準を持っている。事前協議と法に基づく届出という方法をとっており、工作物であれば、道路や橋梁も一定規模以上のものが対象となってくる。スマートICについては、関係部署とも協議を行っており、法面の緑化などの景観配慮の助言をしている。

委員

名古屋市内では、緑化地域制度があり、場所によって緑化率が決められている。質の高い緑化をすると銀行からの貸し出しの際の利率が少し下がると聞いている。事業者がメリットを感じるインセンティブを付与することができれば、より積極的に基準が守られていくと思うがどのように考えているか。

市

今回のスマートICは、道路になるので、インセンティブは必要ないと認識している。

会長

その他意見が無ければ、審議会として答申をまとめる。今回諮られた、屋外広告物の禁止地域等の指定等について、本審議会として妥当と判断し、市長に答申したいと思うが、異議はないか。

委員全員

異議なし。

終了